平成２１年（フ）第９９５号
京都市左京区一乗寺野田町２番地の２　ハイツ白川521
破産者　株式会社エース商事
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
神戸市灘区灘南通６丁目１－２
破産者　株式会社フォー・ネット
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成１９年（フ）第３７１号
香川県高松市木太町1821番地５
破産者　有限会社谷本ビルトハウス
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４４８号
北九州市八幡西区竹末１丁目10番11号
破産者　有限会社竹末
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１０６号
奈良県生駒市緑ヶ丘1420番地２　カルム110、前住所大阪市西区江之子島１丁目８番17号
破産者　前岡　　甫
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３８８号
兵庫県尼崎市昭和通１丁目１番21号
破産者　戸原　正治
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２０号
兵庫県尼崎市常松１丁目14番４―505号
破産者　横山　敏明
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３６号
兵庫県西宮市薬師町１番23号
破産者　網干英郎建築設計事務所こと　網干英郎
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３０号
兵庫県西宮市木津山町２番15号
破産者　仁科　悦子
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５４３号
香川県さぬき市寒川町石田東甲976番地９、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目31番５号
破産者　中田　律子
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第３７６号
福島県二本松市中里176番地９
破産者　佐藤　正司
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第５８号
福島県白河市中田158番地
破産者　中島　朋康
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
福島県白河市白坂牛清水13番地
破産者　佐藤瑠美子
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
福島県西白河郡中島村大字川原田字原山55番地　Ｃ―11
破産者　小磯　光雄
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２０年（フ）第１２６４号
東京都国立市東１丁目17番地の20　サンライズ21―404
破産者　三浦　　進
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１５５６号
埼玉県新座市畑中１丁目８番10号
破産者　細野　厚子
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
埼玉県幸手市大字戸島2945番地98
破産者　大鴻美理佳
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６１７号
埼玉県上尾市中妻１丁目２番地４　ＴＩＭＥ’Ｓ89―402
破産者　佐藤　由子
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７２８号
埼玉県川口市幸町２丁目３番５―502号　メゾン・ド・コルヌーユ
破産者　前田　　潤
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８００号
埼玉県久喜市本町６丁目16番52号
破産者　梶原美代子
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係